

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

## 2. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 一職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の共助会退職金共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。  
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金 一職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金 一 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3. 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 4. 法人で採用する退職給付制度

## (1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## (2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1)法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2)事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成省略している。

(3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4)公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成省略している。

(5)収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成省略している。

(6)各拠点区分におけるサービス区分の内容

#### ① 清流園拠点区分

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホーム清流園

ウ 清流園ショートステイサービス

エ 清流園デイサービスセンター

オ 清流園ケアサービスセンター

カ グループホーム清流

#### ② 清流園(ユニット型)拠点区分

ア 特別養護老人ホーム清流園(ユニット型)

イ 清流園ショートステイサービス(ユニット型)

#### ③希望苑拠点区分

ア 養護老人ホーム希望苑

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	87,250,000	0	0	87,250,000
建物	785,790,774	33,140,249	37,526,500	781,404,523
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	903,040,774	33,140,249	37,526,500	898,654,523

### 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 8. 担保に供している資産

該当なし。

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,531,228,986	749,824,463	781,404,523
小計	1,531,228,986	749,824,463	781,404,523
その他の固定資産			
建物	3,207,750	2,093,574	1,114,176
構築物	44,194,065	41,201,887	2,992,178
機械及び装置	12,986,488	6,733,656	6,252,832
車輛運搬具	26,573,085	20,870,396	5,702,689
器具及び備品	108,678,389	79,688,338	28,990,051
その他の固定資産	4,388,961	4,110,081	278,880
小計	200,028,738	154,697,932	45,330,806
合計	1,731,257,724	904,522,395	826,735,329

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	118,774,780	0	118,774,780
未収金	8,694	0	8,694
未収補助金	9,550,000	0	9,550,000
合計	128,333,474	0	128,333,474

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

## 13. 重要な偶発債務

該当なし。

## 14. 重要な後発事象

該当なし。

## 15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし。

## 16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記(清流園拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の共助会退職金共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。  
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金—職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金—1.金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2.徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1)毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2)上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3.前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

## (1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## (2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

## 計算書類に対する注記(清流園拠点区分用)

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1)清流園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は、省略している。

(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホーム清流園

ウ 清流園ショートステイサービス

エ 清流園デイサービスセンター

オ 清流園ケアサービスセンター

カ グループホーム清流

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	87,250,000	0	0	87,250,000
建物	404,056,322	33,140,249	24,153,684	413,042,887
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	521,306,322	33,140,249	24,153,684	530,292,887

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 7. 担保に供している資産

該当なし。

### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,018,578,751	605,535,864	413,042,887
小計	1,018,578,751	605,535,864	413,042,887
その他の固定資産			
建物	3,207,750	2,093,574	1,114,176
構築物	42,776,065	40,623,935	2,152,130
機械及び装置	12,659,288	6,460,990	6,198,298
車輛運搬具	26,573,085	20,870,396	5,702,689
器具及び備品	81,116,916	57,586,249	23,530,667
その他の固定資産	942,377	663,497	278,880
小計	167,275,481	128,298,641	38,976,840
合計	1,185,854,232	733,834,505	452,019,727

## 計算書類に対する注記(清流園拠点区分用)

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	71,806,548	0	71,806,548
未収金	8,694	0	8,694
未収補助金	7,700,000	0	7,700,000
合計	79,515,242	0	79,515,242

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記(清流園(ユニット型)拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の共助会退職金共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。  
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金—職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金—1.金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2.徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1)毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2)上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3.前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

## (1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## (2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1)清流園(ユニット型)拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は、省略している。

(3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 特別養護老人ホーム清流園(ユニット型)

イ 清流園ショートステイサービス(ユニット型)

## 計算書類に対する注記(清流園(ユニット型)拠点区分用)

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	381,734,452	0	13,372,816	368,361,636
合計	381,734,452	0	13,372,816	368,361,636

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

該当なし。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	512,650,235	144,288,599	368,361,636
小計	512,650,235	144,288,599	368,361,636
その他の固定資産			
構築物	1,418,000	577,952	840,048
器具及び備品	24,852,403	20,722,368	4,130,035
その他の固定資産	176,084	176,084	0
小計	26,446,487	21,476,404	4,970,083
合計	539,096,722	165,765,003	373,331,719

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	31,079,327	0	31,079,327
合計	31,079,327	0	31,079,327

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。



## 計算書類に対する注記(希望苑拠点区分用)

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

・賞与引当金 一職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金 一 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3. 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

## (1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 希望苑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は、サービス区分1つのため省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

該当なし。

## 計算書類に対する注記(希望苑拠点区分用)

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
機械及び装置	327,200	272,666	54,534
器具及び備品	2,709,070	1,379,721	1,329,349
その他の固定資産	3,270,500	3,270,500	0
小計	6,306,770	4,922,887	1,383,883
合計	6,306,770	4,922,887	1,383,883

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	15,888,905	0	15,888,905
未収補助金	1,850,000	0	1,850,000
合計	17,738,905	0	17,738,905

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。